

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月28日

新潟県知事 米山 隆一

新潟県規則第18号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則（以下この条において「追加号細目」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合は当該改正部分を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(産業立地促進地域)</p> <p>第2条 条例第2条第1項の規則で定める県有地及び規則で定める一定の地域は、<u>県又は市町村が産業の立地を促進しようとする地域であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p>(1) 工場立地法（昭和34年法律第24号）第3条第1項に規定する工場立地調査簿に記載された地域（以下「工場適地」という。）又は工場適地としての要件を<u>全て満たし、工場立地調査簿への記載を予定している地域</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(事業用家屋の基準等)</p> <p>第5条 条例第3条の規則で定める雇用者は、次に掲げる要件を満たす者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>当該事業用家屋において業務に従事する者であって、次のいずれかに該当する者であること。</u></p> <p>ア <u>新たに採用される者</u></p> <p>イ <u>県外の他の事務所又は事業所における雇用者の配置転換等により従事する者</u></p>	<p>(産業立地促進地域)</p> <p>第2条 条例第2条第1項の規則で定める県有地及び規則で定める一定の地域は、<u>県又は市町村が産業の立地を促進しようとする造成済みの地域であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、第1号から第4号までに掲げる地域にあつては、当該地域の工場用地面積が1ヘクタール以上のものに限る。</u></p> <p>(1) 工場立地法（昭和34年法律第24号）第3条第1項に規定する工場立地調査簿に記載された地域（以下「工場適地」という。）又は工場適地としての要件を<u>すべて満たし、工場立地調査簿への記載を予定している地域</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(事業用家屋の基準等)</p> <p>第5条 条例第3条の規則で定める雇用者は、次に掲げる要件を満たす者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>当該事業用家屋において業務に従事する者（県内の他の事務所又は事業所における雇用者の配置転換等により従事することとなる者を除く。）であること</u>と。</p>

ウ 県内の他の事務所又は事業所における雇用者の配置転換等により従事する者（当該配置転換等に応じて、当該他の事務所又は事業所においてア又はイに該当する者が業務に従事することとなる者に限る。）

2 (略)

(不均一課税の措置又は課税免除の措置の申請又は申告)

第7条 条例第3条の規定により事業税の不均一の課税の措置を受けようとする者又は条例第4条の規定により不動産取得税の課税の免除の措置を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる県税の区分に応じ、同表の中欄に掲げる日までに、それぞれ同表の右欄に掲げる申請書又は申告書に別記第2号様式による事業計画書を添えて所管する地域振興局長に提出しなければならない。

(略)	
不動産取得税	個人にあつては課税の免除の措置を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日、法人にあつては課税の免除の措置を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する事業年度に係る事業税の申告書の提出期限

2 (略)

別記

第1号様式 (第3条関係)

産業立地促進地域指定申出書

(略)

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例第2条第2項の規定に基づき、下記により申し出ます。

記

1 地域の名称等

(略)	
第4条各号の該当状況 (該当番号を○で囲むこと。)	1 工場適地又はその予定地域 2 都市計画法に基づく準工業地域、工業地域又は工業専用地域 3 農村地域工業等導入促進法に基づく工業等導入地区 4 市町村等が整備した地域

2 (略)

(不均一課税の措置又は課税免除の措置の申請又は申告)

第7条 条例第3条の規定により事業税の不均一の課税の措置を受けようとする者又は条例第4条の規定により不動産取得税の課税の免除の措置を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる県税の区分に応じ、同表の中欄に掲げる日までに、それぞれ同表の右欄に掲げる申請書又は申告書に別記第2号様式による事業計画書を添えて所管する地域振興局長に提出しなければならない。

(略)	
不動産取得税	課税の免除の措置を受けようとする不動産の取得の日から60日以内

2 (略)

別記

第1号様式 (第3条関係)

産業立地促進地域指定申出書

(略)

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例第2条第1項の規定に基づき、下記により申し出ます。

記

1 地域の名称等

(略)	
造成の状況	造成完了年月日 造成済みの団地の全体面積(A) 造成済みの工場用地面積(B) (B)のうち分譲可能面積

5	1から4までに準ずるものとして知事が適当と認める地域
区域の現況	
面積	ha
備考	

- 注 1 「区域」欄には、申出地域の字名を記載することとし、字の全部を含む場合は「の全部」を、字の一部を含む場合は「の一部」を字名の次に付け加えること。
- 2 「区域の現況」欄には、造成済み・未造成の別、造成予定がある場合はその時期等を記入すること。
- 3 「第4条各号の該当状況」欄の5に該当する場合は、その理由等を「備考」欄に記入すること。

2 (略)

第2号様式 (第7条関係)

事業計画書

1～7 (略)

8 雇用計画

(1) 当該事業用家屋の常用雇用者数

事業用家屋の名称					合計
区分	新規採用	県外その他の事務所	県内その他の事務所	Cのうち、当該他	A+B+

	造成事業主体
--	--------

注 「区域」欄には、申出地域の字名を記載することとし、字の全部を含む場合は「の全部」を、字の一部を含む場合は「の一部」を字名の次に付け加えること。

2 申出地域の地区指定の状況

- (1) 低開発地域工業開発促進法に基づく低開発地域工業開発地区
- (2) 農村地域工業等導入促進法に基づく工業等導入地区
- (3) 山村振興法に基づく振興山村の区域
- (4) 離島振興法に基づく離島振興対策実施地域
- (5) 過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域

注 申出地域が地区指定を受けている場合には、該当する番号を○で囲むこと。

3 (略)

第2号様式 (第7条関係)

事業計画書

1～7 (略)

8 雇用計画

(1) 当該事業用家屋の常用雇用者数

区分	新採用	県外その他の事務所等からの転用	県内その他の事務所等からの転用	合計
				A+B+C A+B

(略) (略)

第2条 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下この条において「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下この条において「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下この条において「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下この条において「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに削除条等を除く。以下この条において「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

	改 正 後	改 正 前
第1条 (略)		第1条 (略)
	<p>(事業用家屋の対象となる資産)</p> <p>第2条 <u>条例第1条の2の規則で定める資産は、同条に規定する家屋の新設又は増設に伴い新たに取得し、若しくは建設した減価償却資産のうち所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号及び第2号並びに法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号及び第2号に該当するものである。従って、事業の用に供するものとする。</u></p> <p>(事業用家屋の基準等)</p> <p>第3条 <u>条例第1条の2の規則で定める雇用者は、次に掲げる要件を満たす者とする。</u></p> <p>(1) <u>県内に住所を有する者であること。</u></p> <p>(2) <u>当該事業用家屋において業務に従事する者であつて、次のいずれかに該当する者であること。</u></p> <p>ア <u>新たに採用される者</u></p> <p>イ <u>県外の他の事務所又は事業所における雇用者の配置転換等により従事する者</u></p> <p>ウ <u>県内の他の事務所又は事業所における雇用者の配置転換等により従事する者（当該配置転換等に応じて、当該他の事務所又は事業所においてア又はイに該当する者が業務に従事することとなる者に限る。）</u></p> <p>2. <u>条例第1条の2の規則で定める基準は、次のとおりとする。</u></p>	

(1) 事業用家屋の立地が、当該地域の土地利用計画、振興に関する計画等に適合するものであり、かつ、当該地域の産業の発展に支障を来さないものであること。

(2) 事業用家屋が、公害を発生させるおそれのないもの又は公害の発生を未然に防止するために必要な措置を講じているものであること。

第4条 (略)

第5条 (略)

第2条 (略)

第3条 (略)

(事業用家屋の対象となる資産)

第4条 条例第3条の規則で定める資産は、同条に規定する家屋の新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した減価償却資産のうち所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条第1号及び第2号並びに法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号及び第2号に該当するものであって、事業の用に供するものとする。

(事業用家屋の基準等)

第5条 条例第3条の規則で定める雇用者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 県内に住所を有する者であること。

(2) 当該事業用家屋において業務に従事する者であつて、次のいずれかに該当する者であること。

ア 新たに採用される者

イ 県外の他の事務所又は事業所における雇用者の配置転換等により従事する者

ウ 県内の他の事務所又は事業所における雇用者の配置転換等により従事する者(当該配置転換等に応じて、当該他の事務所又は事業所においてア又はイに該当する者が業務に従事することとなる者に限る。)

2. 条例第3条の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 事業用家屋の立地が、当該地域の土地利用計画、振興に関する計画等に適合するものであり、かつ、当該地域の産業の発展に支障を来さないものであること。

(2) 事業用家屋が、公害を発生させるおそれのないもの又は公害の発生を未然

に防止するために必要な措置を講じているものであること。

(事業税の不均一課税の対象となる所得金額等の計算方法)

第6条 (略)

2 (略)

3 第1項第1号の固定資産の価額及び同項第2号の従業者の数並びに前項の鉄軌道事業以外の事業に係る部分の所得の算定については、地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の48第4項から第6項まで、第11項及び第12項並びに第72条の54第2項に規定する事業税の分割基準及び所得の算定の例による。

4 (略)

(事業の範囲)

第6条の2 (略)

2 条例第5条第2号の規則で定める水産動植物の養殖業は、生育環境を制御することにより、季節及び天候に左右されず、水産動植物を計画的かつ安定的に生産する施設において水産動植物の生産を行う業とする。

3 条例第5条第4号の規則で定める情報通信業は、次に掲げる事業とする。

(1)～(3) (略)

4 条例第5条第7号の規則で定める情報通信技術利用業は、専ら情報通信技術利用事業(情報通信の技術を利用する方法により行う商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談若しくは商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務に係る事業又は新商品の開発、販売計画の作成等に必要なる基礎資料を得るためとする市場等に関する調査の業務に係る事業及びこれらの業務に付随して行う業務であつて、当該業務により得られた情報の整理若しくは分析の業務に係る事業をいう。)を行う業とする。

(不均一課税の措置又は課税免除の措置の申告又は申請)

第7条 条例第2条の2の規定により法人の県民税の不均一の課税の措置を受けようとする法人、条例第3条の規定により事業税の不均一の課税の措置を受けようとする者又は条例第4条の規定により不動産取得税の課税の免除の措置を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる県税の区分に応じ、同表の中欄に掲げる日までに、それぞれ同表の右欄に掲げる申告書又は申請書に別記第2号

(事業税の不均一課税の対象となる所得金額等の計算方法)

第6条 (略)

2 (略)

3 第1項第1号の固定資産の価額及び同項第2号の従業者の数並びに前項の鉄軌道事業以外の事業に係る部分の所得の算定については、地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の48第4項から第6項まで、第9項及び第10項並びに第72条の54第2項に規定する事業税の分割基準及び所得の算定の例による。

4 (略)

(事業の範囲)

第6条の2 (略)

2 条例第5条第3号の規則で定める情報通信業は、次に掲げる事業とする。

(1)～(3) (略)

3 条例第5条第6号の規則で定める情報通信技術利用業は、専ら情報通信技術利用事業(情報通信の技術を利用する方法により行う商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談若しくは商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務に係る事業又は新商品の開発、販売計画の作成等に必要なる基礎資料を得るためとする市場等に関する調査の業務に係る事業及びこれらの業務に付随して行う業務であつて、当該業務により得られた情報の整理若しくは分析の業務に係る事業をいう。)を行う業とする。

(不均一課税の措置又は課税免除の措置の申請又は申告)

第7条 条例第3条の規定により事業税の不均一の課税の措置を受けようとする者又は条例第4条の規定により不動産取得税の課税の免除の措置を受けようとする者は、次の表の左欄に掲げる県税の区分に応じ、同表の中欄に掲げる日までに、それぞれ同表の右欄に掲げる申請書又は申告書に別記第2号様式による事業計画書を添えて所管する地域振興局長に提出しなければならない。

様式による事業計画書を添えて所管する地域振興局長に提出しなければならぬ。

法人県民税	不均一の課税の措置を受けようとする事業年度又は連結事業年度の申告書の提出期限	法人県民税及び事業税不均一課税申告書（中間、確定、修正）(別記第4号様式)
法人事業税	不均一の課税の措置を受けようとする事業年度の申告書の提出期限	法人県民税及び事業税不均一課税申告書（予定）(別記第5号様式)
個人事業税	(略)	(略)
(略)		

2 (略)

(承継)

第8条 合併その他の理由により、事業用家屋を新設し、又は増設した者から当該事業用家屋に係る事業を承継した者が条例第2条の2若しくは第3条に規定する不均一の課税の措置又は条例第4条に規定する課税の免除の措置を受けようとするときは、当該事業を承継した日から30日以内に、別記第7号様式により地域振興局長に届け出なければならない。

附 則

- 1 (略)
- (この規則の失効)

2 この規則は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

(この規則の失効に伴う経過措置)

3 条例附則第3項又は第4項の規定によりなおその効力を有することとされる 条例第2条の2から第9条までの規定に基づく第6条から第8条までの規定は、この規則の失効後も、なおその効力を有する。

個人事業税	(略)	(略)
法人事業税	不均一の課税の措置を受けようとする事業年度の申告書の提出期限	法人事業税不均一課税申告書（中間、確定、修正）(別記第4号様式) 法人事業税不均一課税申告書（予定）(別記第5号様式)
(略)		

2 (略)

(承継)

第8条 合併その他の理由により、事業用家屋を新設し、又は増設した者から当該事業用家屋に係る事業を承継した者が条例第3条に規定する不均一の課税の措置又は条例第4条に規定する課税の免除の措置を受けようとするときは、当該事業を承継した日から30日以内に、別記第7号様式により地域振興局長に届け出なければならない。

附 則

- 1 (略)
- (この規則の失効)

2 この規則は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

(この規則の失効に伴う経過措置)

3 条例附則第3項又は第4項の規定によりなおその効力を有することとされる 条例第3条から第9条までの規定に基づく第4条から第8条までの規定は、この規則の失効後も、なおその効力を有する。

<p>別記 第1号様式（第5条関係） 産業立地促進地域指定申出書 （略）</p> <p>第3号様式（第7条関係） 個人事業税不均一課税申請書 （略）</p> <p>注 次の書類を添付すること。</p> <p>1 （略） 2 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する<u>条例第1条の2</u>に規定する事業用家屋を取得したことを明らかにする書類 （1）～（5）（略）</p>	<p>別記 第1号様式（第3条関係） 産業立地促進地域指定申出書 （略）</p> <p>第3号様式（第7条関係） 個人事業税不均一課税申請書 （略）</p> <p>注 次の書類を添付すること。</p> <p>1 （略） 2 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する<u>条例第3条</u>に規定する事業用家屋を取得したことを明らかにする書類 （1）～（5）（略）</p>
---	---

第3条 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別記第4号様式及び別記第5号様式を次のように改める。

第4号様式（第7条関係）

		整理番号	※		管理番号	※		
受 付 印 年 月 日 地域振興局長 様	※ 処 理 事 項	発信年月日		確認欄		精査 検査	台帳 登載	
		通信日付印	確認印		担当			
		年 月 日						
所在地	事業種目		資本金の額又は 出資金の額		円			
法人名	代表者 氏名印		この申告に 応答する 係及び担当 者氏名印		係			
代表者 氏名印	経理責任者 氏名印		電話番号		係			
県民税 法人 事業税		不均一課税申告書		中間 確定 修正				
年 月 日 年 月 日		日から 日まで		の事業年度分又は連結事業年度分				
県 民 税 (注)	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額		(ア)		円			
	2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における 課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額		(イ)		円			
	法人税割額(ア)又は(イ)×(/100)		(ウ)		円			
	既に納付の確定した当期分の法人税割額		(エ)		円			
	この申告により納付すべき法人税割額		(ウ) - (エ)		円			
事 業 割 税	新潟県分の所得金額の総額		円		新潟県分の収入金額の総額		円	
	適 要	新潟県離島振興 対策実施地域に おける工場等 の誘致等に関する 条例等による課 税免除適用部分 の課税標準	新潟県産業立地を促進するための の県税の特例に関する条例		その他の部分		納付すべき 税額 (オ)+(カ)	
			不均一課税適用 部分の課税標準	税率	税 額	課税標準	税率	税 額
	所 得 割	年400万円以下の金 額						
		年400万円を超え年 800万円以下の金額						
		年800万円を超える 金額						
		合 計						
		軽減税率不適用法 人の金額						
	付 加 価 値 割							
	資 本 割							
収 入 割								
事 業 税 額 計			(オ)		(カ)	(キ)		
既に納付の確定した当期分の事業税額						(ク)		
この申告により納付すべき事業税額				(キ) - (ク)				
不均一課税の適用年度		第 年度		事業の用に供した日		年 月 日		

(注) 印欄は、次のいずれかに該当する法人のみ記入すること。

- 1 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社
- 2 法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては分割前の総額）が、年1,000万円を超える法人

(表)

注 1 この申告書は、新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の不均一課税の規定を適用して法人の県民税又は事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則第6号様式による申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。

2 記入上の注意

- (1) ※印欄は、記入することを要しないこと。
- (2) 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄又は「2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額」欄は、非分割法人にあっては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあっては同法第57条第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は地方税法施行規則第6号様式の課税標準と一致するものであること。
- (3) 「既に納付の確定した当期分の法人税割額」欄の税額は、この申告書を提出する日の前日までに納付した税額及び納付すべきことが確定した税額を記入すること。
- (4) 「新潟県分の所得金額の総額」欄及び「新潟県分の収入金額の総額」欄は、非分割法人にあっては地方税法の規定によって算出した課税標準を、分割法人にあっては同法第72条の48第1項の規定により分割した課税標準を記入すること。したがって、この金額は地方税法施行規則第6号様式の課税標準と一致するものであること。
- (5) 「新潟県離島振興対策実施地域における工場等の誘致等に関する条例等による課税免除適用部分の課税標準」欄、「新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例」の「不均一課税適用部分の課税標準」欄及び「その他の部分」の「課税標準」欄は、それぞれ付表の②、⑤及び⑥欄の課税標準を移記すること。
- (6) 「既に納付の確定した当期分の事業税額」欄の税額は、この申告書を提出する日の前日までに納付した税額及び納付すべきことが確定した税額を記入すること。

3 添付書類

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例第1条の2に規定する事業用家屋を取得したことを明らかにする書類
 - ア 法人税法第2条第1項第31号に規定する確定申告書の写し
 - イ 法人税法施行規則別表16(1)又は(2)の写し
 - ウ 法人税法施行令第13条第1号及び第2号に掲げる設備の取得価額の合計額が1億円を超えていることを証する書類
 - エ 増加する雇用者が3人以上であることを証する書類
 - オ その他地域振興局長が必要と認める書類

(裏)

附表

法人事業税の課税標準の分割に関する明細書

区分	事業の用に供した日	固定資産の 価額又は従 業者数	所得割又は収入割						法人名	
			年400万円以下の金額			年400万円を超え年800万 円以下の金額				計
			課税標準 額	税率	税額	課税標準 額	税率	税額		
総額 ①			円			円		円	円	
課税免除の適用部分 ②										
不均一課税 の適用部分	③	年 月 日								
	④	年 月 日								
小計 ⑤										
その他の部分 ⑥										
合計 ⑦										
備考										

注 この付表は、地方税法の規定によって算出された課税標準を、課税免除の適用部分と不均一課税の適用部分とその他の部分とに分割するときに作成するものとし、申告書に添付して2部提出すること。

(表)

記入上の注意

- 1 所得を課税標準とする事業と収入金額を課税標準とする事業を併せ行う法人については、所得を課税標準とする事業に係る部分と収入金額を課税標準とする事業に係る部分とを別業に記載すること。
- 2 ①欄の「課税標準」、「税率」及び「税額」は、地方税法施行規則第6号様式の「所得割」欄（③欄を除く。）又は「収入割」欄（④欄を除く。）の「課税標準」、「税率」及び「税額」を移記すること。
- 3 ③及び④の欄には、不均一課税の適用を受ける事業用家屋の名称を記入すること。
- 4 ②から④まで及び⑥の各欄の課税標準は、①欄の課税標準を、「固定資産の価額又は従業者数」の欄の固定資産の価額又は従業者数によってあん分して記入すること。この場合において、その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てること。
- 5 税額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

(裏)

第5号様式（第7条関係）

		整理番号	※	管理番号	※				
付 受 ○ 印	※ 処 理 事 項	発信年月日		確認欄		精査 検算	台帳 登載		
		通信日付印	確認印		担当				
		年 月 日							
年 月 日 地域振興局長 様	所在地			事業種目					
	法人名			資本金の額又は 出資金の額		円			
	代表者 氏名印			この申告に 応答する 係及び担 当者氏名 印		係 ⑩			
	経理責任者 氏名印			電 話 番 号					
法人 県民税 不均一課税申告書（予定） 事業税 年 月 日から 年 月 日までの事業年度分又は連結事業年度分									
この申告の期間	前事業年度又は前連 結事業年度の期間	前事業年度又は 前連結事業年度 の県民税額（法 人税割額）（注）	納付すべき 県民税額（法 人税割額）（注）	前事業年度の 事業税額	納付すべき 事業税額				
年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで	円	円	円	円				
前事業年度又は前連結事業年度の県民税（法人税割）及び事業税の明細書									
県 民 税 （注）	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額			(ア)		円			
	2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準と なる法人税額又は個別帰属法人税額			(イ)		円			
	法人税割額（ア）又は（イ）×（ /100）					円			
事 業 税	適 要	新潟県離島振興 対策実施地域に おける工場等 の誘致等に関 する条例等 による課税 免除適用部 分の課税標 準	新潟県産業立地を促進するための の県税の特例に関する条例		その他の部分			合計事業税 額 (ウ)+(エ)	
			不均一課税適用 部分の課税標準	税率	税 額	課税標準	税率		税 額
	所 得 割	年400万円以下の金額							
		年400万円を超え年 800万円以下の金額							
		年800万円を超える 金額							
		合 計							
		軽減税率不適用法 人の金額							
	税	付 加 価 値 割							
		資 本 割							
		収 入 割							
事 業 税 額 計				(ウ)			(エ)	(オ)	

(注) 印欄は、次のいずれかに該当する法人のみ記入すること。

- 1 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社
- 2 法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあつては分割前の総額）が、年1,000万円を超える法人

(表)

注 1 この申告書は、新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の不均一課税の規定を適用して法人の県民税又は事業税を申告納付する場合に、地方税法施行規則第7号様式による予定申告書と同時に地域振興局長に正副2部を提出すること。

2 記入上の注意

- (1) ※印欄は、記入することを要しないこと。
- (2) 「納付すべき県民税額（法人税割額）」欄には、地方税法第53条第1項又は第2項の規定によって算出した県民税法人税割額を記入すること。
- (3) 「納付すべき事業税額」欄には、地方税法第72条の26第1項から第4項まで、第6項及び第7項の規定によって算出した事業税額を記入すること。

(裏)

所在地	地目	取得面積		左のう ち申請面積		申請部分 の用途	取得年月日 建設着手 (予定)年月日
		登記 ㎡	実測 ㎡	登記 ㎡	実測 ㎡		
土							• •
							• •
							• •
							• •
地							• •
							• •
							• •
							• •
家	用途	構造	床面積	左のう ち申請面積	取得年月日 事業供用 (予定)年月日		• •
							• •
							• •
							• •
屋							• •
							• •
							• •
							• •

(略) (新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 新潟県過疎地域における工場等の誘致等に関する条例施行規則（平成12年新潟県規則第136号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正前部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正前	改正後
-----	-----

所在地	地目	取得面積		左のう ち申請面積		申請部分 の用途	取得年月日 建設着手 年月日
		登記 ㎡	実測 ㎡	登記 ㎡	実測 ㎡		
家							• •
							• •
							• •
							• •
屋							• •
							• •
							• •
							• •
土							• •
							• •
							• •
							• •
地							• •
							• •
							• •
							• •

それ同表の右欄に掲げる申請書を所管する地域振興局長に提出しなければなら
ない。

不動産取得税	個人にあつては課税免除を受けようとする不動産を 事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日、 法人にあつては課税免除を受けようとする不動産を 事業の用に供した日の属する事業年度に係る事業税 の申告書の提出期限	(略)
(略)		

2 (略)

別記

第1号様式 (第3条関係)

不動産取得税課税免除申請書

(略)											
所在地	地目	取得面積		左のうち申請面積		申請部分の用途	取得年月日				
		登記	実測	登記	実測						
土		m ²	m ²	m ²	m ²		建設着手 (予定)年月日				
							・				
地							・				
							・				
家	用途	構造	床面積	左のうち申請面積	左のうち申請面積	取得年月日	事業供用 (予定)年月日				
							登記	実測	登記	実測	・
			m ²	m ²	m ²	m ²	・				
											・

それ同表の右欄に掲げる申請書を所管する地域振興局長に提出しなければなら
ない。

不動産取得税	課税免除を受けようとする不動産の取得の日から60 日以内	(略)
(略)		

2 (略)

別記

第1号様式 (第3条関係)

不動産取得税課税免除申請書

(略)											
所在地	地目	取得面積		左のうち申請面積		申請部分の用途	取得年月日				
		登記	実測	登記	実測						
家	屋	m ²	m ²	m ²	m ²		建築着手 年月日				
							・				
土							・				
							・				
地							・				
											・

土	所在地	用途	構造	造	床面積	左のうち 申請面積	(予定)年月日
地					m ²		・
					m ²		・
							・
							・
							・
							・
							・
							・
							・
							・
家 屋					m ²	左のうち 申請面積	取得年月日
					m ²		事業供用 (予定)年月日
							・
							・
							・
							・
							・
							・
							・
							・

(略)

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第4条から第9条までの規定並びに第2条中新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例施行規則（以下「産業立地条例施行規則」という。）附則第2項の改正は公布の日から、同条中産業立地条例施行規則第6条第3項の改正は地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第 号。以下「改正法」という。）附則第1条第1号に規定する日又はこの規則の公布の日を遅くして施行する。
（法人の県民税の特例に関する条例施行規則の廃止）
- 法人の県民税の特例に関する条例施行規則（平成24年新潟県規則第35号）は、廃止する。
（法人の県民税の特例に関する条例施行規則の廃止に伴う経過措置）
- 新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成29年新潟県条例第19号）附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における前項の規定による廃止前の法人の県民税の特例に関する条例施行規則の規定の適用については、同規則別記第1号様式中「(ア)又は(イ)×(3.6/100)」とあるのは「(ア)又は(イ)×(/100)」とする。

屋	所在地	地目	取得面積		左のうち 申請面積		申請部分 の用途	取得年月日
			登記	実測	登記	実測		
土 地			m ²	m ²	m ²	m ²		・
								・
								・
								・
								・
								・
								・
								・
								・
								・

(略)

(この規則の失効)

- 4 第2条中産業立地条例施行規則第6条の改正は、改正法が成立しないとき、その他改正法による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定の内容が当該規定に対応する第2条の規定による改正後の産業立地条例施行規則第6条の規定の内容と異なることとなるときは、その限りにおいてその効力を失う。
- 5 改正法が成立しないとき、その他改正法による改正後の地方税法の規定による改正後の産業立地条例施行規則の規定の内容と異なることとなるときは、同条の規定による改正後の産業立地条例施行規則別記第5号様式中「第6項及び第7項」とあるのは「及び第6項」とする。

